

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

株式会社佐藤工務店
愛知県弥富市鯛浦町西前新田21番地

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 8 年 6 月 12 日～令和 8 年 9 月 11 日 (3ヵ月)
東海区域(岐阜県、愛知県、三重県)

3 指名停止理由

愛知県弥富市が発注した工事において、同市元建設部長が業者に入札情報を漏らしたとして官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で令和8年3月4日に起訴され、同日、株式会社佐藤工務店の代表取締役が公契約関係競売等妨害罪で略式起訴された。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知)別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第10号(公契約関係競売等妨害又は談合)

(農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領)

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 当該区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内